

第35回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和8年5月11日（月）午前9時 開会								
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室								
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者								
		1 番	米廣 勝	出	2 番	野見幸雄	出	3 番	松原利志	出
		4 番	米原章太郎	出	5 番	山本雅之	出	6 番	本田 博	出
		7 番	村岡幸枝	出					出席 7 人	
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者								
	吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出				
	井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5 人					
4	欠席委員	なし								
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉								
6	議事録署名委員	1 番 米廣 勝 委員 2 番 野見幸雄 委員								
7	議事内容等	(1) 議案第106号 農地法第5条の規定による許可申請書について（今泉） (2) 議案第107号 非農地と判断した土地について (3) 議案第108号 農業振興地域整備計画の変更について (4) 議案第109号 農用地利用集積等促進計画案について								
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について								
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和8年6月総会 6月9日（火）午後1時30分～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他 視察研修の報告 農業まつりについて								
11	閉会	午前10時30分								

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただいまから、第35回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、ご苦労さんです。 田植の時期となりだんだんと忙しくなってきました。まずは安全に事故のないように気をつけていただきますようお願いします。それから先回の蜂の話もまだ具体的に決まっていないですが、聞いたところでは当初は三朝全域を防除できないということであったが、影響のある箇所から半径3km以内とすることで検討をされているようです。最終的には近々決着される予定のようですが、確定しましたら地域の農業者の方へ説明できるようお知らせしたいと思います。 それではよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは7名中、7名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、1番 米廣 勝 委員、2番 野見幸雄 委員を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第106号 農地法第5条の規定による許可申請書について（今泉）	
議長	「議案第106号 農地法第5条の規定による許可申請書について（今泉）」についてを議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。 1ページの議案書を開いていただきたいと思います。 「議案第106号 農地法第5条の規定による許可申請書について（今泉）」について説明させていただきます。

	【議案書の朗読】 申請人（借受人）は、妻の母（貸渡人）と同居しているが、子どもの成長に伴い手狭になることから、住宅を新築されるものでございます。土地の選定にあたり実家から道を挟んだ向かいの貸渡人の所有地を選定し、建築スペースを確保するため、隣接農地（申請地）と併せて建築面積を確保するものです。 申請農地は計画地より１メートル程度低いいため、Ｌ型擁壁を設置し埋め立て整地造成を行うこととしておりますが、擁壁により隣接する水路への土砂の流出の心配はありません。 隣接する農地はなく、周辺農地からも５ｍ以上の距離があり、日照や通風などへの影響は軽微であります。排水につきましては、汚水は下水道接続し、雨水につきましては隣接する既存の水路へ流すこととしております。 資力につきましては、鳥取中央農協からの融資により工事費以上の金額を確保しており、転用実施は確実と判断したところでございます。 以上、「議案第１０６号 農地法第５条の規定による許可申請書について（今泉）」の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 現地確認を行っておりますので、報告をお願いします。
推進委員	５月８日、午前９時に、山本会長、山本事務局長と私で申請地に於いて現地確認を行いました。 転用目的は住宅の新築ということで、申請地は建築面積を確保するために必要であることを確認しました。 隣接地との境界は明確であり、町道の高さ程度まで地上げされますが、Ｌ型擁壁を設けて水路への土砂等の流出を防ぐようにされます。 また汚水、雨水の排水につきましても説明のとおり計画されており、周辺農地への影響もほぼ無いものと判断したところです。 以上、現地確認の報告とします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
議長	【全体を見まわして、意見がないことを確認】 ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、「議案第１０６号 農地法第５条の規定による許可申請書について（今泉）」を、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】

	全員の挙手を確認しましたので、「議案第１０６号 農地法第５条の規定による許可申請書について（今泉）」は承認されました。
(2)議案第１０７号 非農地と判断した土地について	
議長	「議案第１０７号 非農地と判断した土地について」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは、「議案第１０７号 非農地と判断した土地について」を説明させていただきます。 議案書の２３ページを開いていただきたいと思います。 本年３月の第３３回農業委員会において承認を得ました「非農地と判断した土地について」、土地所有者に非農地通知を送付しましたところ、別紙の土地について、異議等の申し立てがありましたので、その異議を受けることとし、非農地と判断した土地の取り消し及び非農地と判断した土地の地目の訂正を行うことについて、本委員会の承認を求めるものでございます。 最終的に非農地判断を行う農地の一覧表は次頁に表示しております。その次のページに申し出により非農地判断を除外したもの、さらに次のページに申し出により判断後の地目を訂正したものの一覧を表示しております。承認いただいた後は今回で最終的な非農地判断を行ったものとして、地方税法に基づく地目変更の事務を進めることといたします。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
議長	ほかにご意見ご質問はありませんか。 【全体を見まわして、意見がないことを確認】 それでは、「議案第１０７号 非農地と判断した土地について」、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 《議長》 それでは、「議案第１０７号 非農地と判断した土地について」は承認されました。
(3)議案第１０８号 農業振興地域整備計画の変更について	
議長	「議案第１０８号 農業振興地域整備計画の変更について」を議案とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。 議案書の２７ページからお願いします。 このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定により三朝町長から協議がありましたので、本委員会にお諮りするものでございます。案件は、坂本地内でございます。農業振興地域内の農地 837 ㎡のうち 9.11

	mを墓地として利用するために除外する計画変更をするものです。 【資料に基づき変更内容（農業振興地域からの除外）の説明】 法律の施行規則及び内容について資料に基づき計画変更について説明。 （農業振興地域整備計画の策定又は変更） 第三条の二 市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。 2 前項の規定は、法第十三条第一項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律施行令（以下「令」という。）第十条第一項に掲げる軽微な変更に限る。）について準用する。 市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。 説明は以上でございます。
議長	事務局の説明は終わりました。 現地確認を行っていますとしますので、報告をお願いします。
2 番農業委員	それでは報告します。 只今の農地について、5月8日午前10時に山本会長、秋山推進委員、山本事務局長、農林課河中課長補佐とで、現地の確認を行いました。 協議のあった農地は農機具小屋と野菜のハウスが2棟あり、このうちの農道に面した隅の部分を除くもので、除外する面積や位置をふまえると、周辺の一団の農地に与える影響は少ないと考えられます。また近隣には宅地や墓地もあり、墓地として利用することについて問題は無いと見たところです。 また墓地を設置しても当該農地の奥への進入スペースも確保されており、当該農地の営農条件にも支障ないと判断しましたので報告します。
議長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 墓地の設置ということで町民課への墓地の許可申請が必要ですが、許可見込みということで確認しています。
7 番委員	今後同様に、墓地を近くに持ってくるような事例が多くなってくるかもしれない。条件としてはどのようなことが考えられるか。
議長	これまで県内の事例などでみてきたのは、例えば寺が墓地を広げるのに、駐車場と墓地用地を併せてという希望を出されたとき、極端に大きな面積で計画が具体的でなく、ほかの土地をお願いしたといったケースがありました。やはり規模の妥当性や具体的な計画が求められるものと思います。
議長	その他、何かご質問、ご意見はありませんか。 【「なし」の声、多数あり】 無いようですので、質疑を打ち切ります。

	「議案第 108 号 農業振興地域整備計画の変更について」について承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、「議案第 108 号 農業振興地域整備計画の変更について」は、承認されました。
(4)議案第 109 号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第 109 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 109 号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の 43 ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第 19 条第 3 項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第 109 号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。

	これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第１０９号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第１０９号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、 引き続き、第６の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	議案書４６ページからの報告（１）農地法第３条の３第１項の規定による届出につきましては、９件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思ひます。 報告事項は以上でございます。 よろしくお願ひいたします。
議長	続いて、第７のその他に入ります。 （１）令和８年６月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 ６月９日（火）午後１時３０分からの開会を予定します。 会場は、第２会議室です （２）その他 ・視察研修について ・農業まつりについて
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午前９時４５分】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年5月11日

議 長

(記名)

議事録署名委員

1 番 農業委員

(記名)

2 番 農業委員

(記名)
